

川崎市中央卸売市場北部市場機能更新事業 基本協定書（案）

川崎市(以下「甲」という。)と 、 、 、 、
及び から構成される事業者グループ(以下「乙」という。)は、川崎
市中央卸売市場北部市場機能更新事業(以下「本事業」という。)に関して、以
下のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結するものとする。なお、
乙のうち代表企業は 、乙が設立する本体事業の遂行者(以下「事業予
定者」という。)に出資し、事業予定者から直接業務を請け負う企業(以下「乙
の構成員」という。)は 、 、 、事業予定者に出
資せずに事業予定者から直接業務を請け負う企業(以下「協力企業」という。)
は 、付帯事業を行う者(以下「付帯事業者」という。)は と
する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、事
業予定者及び付帯事業者と甲との間で締結する、本事業に関する事業契約(以
下「事業契約」という。)の締結及び付帯事業者と甲との間で締結する事業用
定期借地権設定契約の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めると共に、
その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めるこ
とを目的とする。

(努力義務)

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者及び付帯事業者が締結する事業契約の締結
に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約の川崎市議会の議決を
得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。
2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、川崎市中央卸売市場開設運
営協議会及び甲の要望を尊重する。

(事業予定者の設立)

第3条 構成員は、本協定締結後、仮事業契約の締結前までに、事業予定者を資
本金は[1,000]万円以上、本店所在地を川崎市内とする会社法(平成17年法
律第86号)上の株式会社として適法に設立し、その履歴事項全部証明書及び
定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。
2 乙は、川崎市中央卸売市場北部市場の既存施設の解体・撤去工事着工までに、

事業予定者をして増資させて、事業予定者の資本金額を事業者提案書類所定の資本金額まで増額するものとする。

- 3 構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、設立時の構成員による出資比率は100分の50を超えるものとし、かつ、乙の代表者の出資比率は出資者中最大とする。
- 4 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任させ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者をして甲に報告させるものとする。
- 5 事業契約上の事業期間中において、乙の出資者は原則として出資比率の変更はできないものとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の出資者は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。

- 2 乙の出資者は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。
- 3 乙の出資者は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。
- 4 乙は、事業予定者の設立時、及び増資時において、乙の出資者をして別紙記載の様式及び内容の誓約書を甲宛に提出させるものとする。

(業務の委託・請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、本施設の設計業務を〔●〕に、既存施設の解体・撤去業務を〔●〕に、本施設の建設業務を〔●〕に、本件工事の工事監理業務を〔●〕に、本施設の維持管理業務を〔●〕に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、甲と事業予定者及び付帯事業者との間で事業契約が締結された後、業務内容の確定後速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、契約締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。

- 3 第1項により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。
- 4 付帯事業者は、甲との間で事業用定期借地権設定契約を締結し、付帯事業を誠実に実施しなければならない。
- 5 [●] が甲との間で事業用定期借地権設定契約を締結せず、付帯事業を実施しない場合、乙は、甲が承諾する、[●] に代わって付帯事業を実施する代替事業者を選定し、甲との間で事業用定期借地権設定契約を締結させて付帯事業を実施させなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本協定締結後、令和[7]年[10]月[●]日を目処として、川崎市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲と事業予定者及び付帯事業者との間で、締結させるものとする。

- 2 前項の仮契約は川崎市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 甲は、入札説明書に添付の事業仮契約書案の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
- 5 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、同法第7条の9第1項若しくは第2項、又は第20条の2から6のいずれかの規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき構成員、協力企業又は付帯事業者(以下「構成員等」という。)が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき(同法第7条の2第1項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。))。

- (4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは同条第 2 項（ただし、同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。）の規定による罪の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（構成員等又はその役員若しくは使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
 - (6) 構成員等又はその役員等（構成員等の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下、本条において同じ。）が川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
 - (8) 本事業に関して、構成員等が下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が本条第 6 号又は本条第 7 号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 本事業に関して、構成員等が、本条第 6 号又は本条第 7 号のいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が当該当事者に対して当該契約の解除を求め、当該当事者がこれに従わなかったとき。
 - (10) 構成員等又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が本条第 6 号又は本条第 7 号のいずれかに該当する者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (11) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本条第 1 号から第 10 号に規定する行為を行う者、入札参加停止措置を受けている者又は川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条に規定する誓約書の違反者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 6 事業契約の締結までに、乙のいずれかが、入札説明書等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、乙の当該資格喪失の状態が解消されるまでの間、事業契約を締結しないことができる。

（準備行為）

第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことが

できるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

- 2 前項の乙の準備行為及び甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者及び付帯事業者に速やかにこれを引き継がせるものとする。

(事業契約の効力不発生の場合の処理)

第8条 乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由（乙が入札説明書等において定められた入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたこと、その他乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により川崎市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、事業契約の効力の発生に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用はすべて乙の負担とする。なお、構成員等が参加資格要件を備えているにもかかわらず、事業予定者が事業契約を締結しない場合は、乙は連帯して、本事業に係る提案金額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払うものとする。

- 2 前項を除く事由により事業契約の効力の発生に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係は一切生じないものとする。
- 3 事業契約の効力の発生に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複製物を甲にすべて返却しなければならない。また乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複製物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表及び破棄した資料の一覧表を甲に提出するものとする。

(談合等不正行為があった場合の措置)

第9条 乙のいずれかについて、第6条第5項第1号ないし第11号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約の締結若しくは不締結にかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき、事業契約における契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の100分の20に相当する金額を違約金（損害賠償の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第6条第5項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の100分の20に相当する金額に加えて、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第6条第5項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法

第7条の3第1項又は第2項の規定の適用があるとき。なお、同条第1項及び第2項の両方の規定の適用があるときは、前項の違約金に付加して支払う金額は契約金額の100分の20に相当する金額とする。

- (2) 第6条第5項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙のいずれかが甲に甲の競争契約入札心得の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙が前2項に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）を乗じて計算した額の遅延利息を違約金に付加して甲に支払わなければならない。
- 4 前3項の規定は、甲に生じた損害額が第1項及び第2項に規定する違約金額を超える場合において、甲が乙に対しその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 本協定締結の前に既に自ら保有していた場合又は公知であった場合
- (2) 本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合
- (3) 本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (4) 裁判所により開示が命じられた場合
- (5) 乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合
- (6) 甲、乙及び付帯事業者が、本事業に関して業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他合理的に必要な者に開示する場合
- (7) 甲が川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）等に基づき開示する場合

（準拠法及び管轄裁判所）

第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切

の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定の締結日から事業契約に定める事業期間終了の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の規定に従い、事業契約が解除され又は事業契約が締結に至らなかった場合には、甲又は乙の代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本協定の有効期間は終了する。

3 前2項の規定にかかわらず、第8条から前条までの規定の効力は、本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2部を作成し、甲、乙の構成員、協力企業及び付帯事業者はそれぞれ記名押印の上、甲と乙の代表企業が各1部を保有する。

令和7年 月 日
(市)

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 福田 紀彦 印

(代表企業)

(住 所)

(事業者名)

(代表者名) 代表取締役 印

(構成員)

(住 所)

(事業者名)

(代表者名) 代表取締役 印

(構成員)

(住 所)

(事業者名)

(代表者名) 代表取締役 印

(協力企業)

(住 所)

(事業者名)

(代表者名) 代表取締役

印

(付帯事業者)

(住 所)

(事業者名)

(代表者名) 代表取締役

印

別紙 誓約書の様式

令和 [●] 年 [●] 月 [●] 日

川崎市長 福田 紀彦 様

誓 約 書

川崎市（以下「市」という。）及び〔S P C名称〕（以下「事業者」という。）の間で、締結される川崎市中心卸売市場北部市場機能更新事業にかかる事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、令和 [●] 年 [●] 月 [●] 日に会社法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 事業者の本日現在における発行済株式総数は [●] 株であること。
(2) 落札者である事業者グループの構成員が保有する事業者の株式の総数は [●] 株であり、そのうち [●] 株は■会社が、 [●] 株は■会社が、 [●] 株は■会社が、 [●] 株は■会社が、 [●] 株は■会社が、それぞれ保有すること。
(3) 落札者である事業者グループの構成員以外の者が保有する事業者の株式の総数は [●] 株であり、そのうち [●] 株は■会社が、 [●] 株は■会社が、 [●] 株は■会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに市に対して提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。

- 5 当社が、市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と内容の誓約書を予め市へ提出させること。

(住 所)

(事業者名)

(代表者名) 代表取締役

印